第５章　分野別都市づくりの方針

１．土地利用の方針

（１）基本的な考え方

・将来都市構造で示した市街地構造を、土地利用の特性や今後の誘導方向に応じてゾーンに細分化し、それぞれに方針を示します。
・市街化区域においては、低層住宅専用ゾーン、中低層住宅専用ゾーン、一般住宅ゾーン、住・商複合ゾーン、沿道サービスゾーン、商業・業務ゾーン、産業ゾーン、住工共生ゾーンに区分し、商業、住宅、工業、沿道のバランスのとれた良好な市街地を形成します。
・市街化調整区域においては、田園・都市共生ゾーンとして、田園環境との調和に配慮しつつ、地域の特性に対応した土地利用の方向性を検討します。
・世界遺産に登録されている古墳の多くは住居系ゾーンに位置しており、古墳と住宅地の調和を維持していきます。

（２）ゾーン別の土地利用の方針

①低層住宅専用ゾーン

・戸建て住宅を中心に良好な住環境を有する区域は、「低層住宅専用ゾーン」として、ゆとりある良好な住環境の維持・向上に努めます。
・古墳群に近接した区域では、景観地区等を適切に運用し、古墳群との景観の調和に配慮した住宅地の形成を図ります。

②中低層住宅専用ゾーン

・教育施設を中心とした区域や府営住宅、都市再生機構住宅等の共同住宅を中心とした区域では、「中低層住宅専用ゾーン」として、教育環境と調和した住宅地や共同住宅地の良好な住環境の維持・向上に努めます。
・古墳群に近接した区域では、高度地区や景観地区等を適切に運用し、古墳群との景観の調和に配慮した住宅地の形成を図ります。

③一般住宅ゾーン

・駅周辺市街地の外縁部等の既成市街地は、「一般住宅ゾーン」として、道路、公園等公共施設が確保された安全で快適な住環境の形成に努めます。
・古墳群に近接した区域では、高度地区や景観地区等を適切に運用し、古墳群との景観の調和に配慮した市街地の形成を図ります。

④住・商複合ゾーン

・藤井寺駅周辺の商業・業務ゾーンの外縁部の住宅地は、「住・商複合ゾーン」として、駅周辺の利便性を活かし、住宅と商業業務機能の適度な共存を図ります。

⑤沿道サービスゾーン

・堺大和高田線（国道 170 号（大阪外環状線）交差点以西）、国道 170 号（大阪外環状線）（堺大和高田線交差点以南）、堺羽曳野線等の沿道では、「沿道サービスゾーン」として、沿道機能の増進を図るため、周辺の住環境に配慮しつつ沿道関連サービス施設等の立地を適切に誘導します。
・古墳群に近接した区域では、高度地区等を適切に運用し、古墳群との景観の調和に配慮した市街地の形成を図ります。

⑥商業・業務ゾーン

・コンパクトな市域の拠点として、商業、業務、医療、福祉、公共公益など生活に必要な機能を複合的に集積させ、市民が利用しやすく、来訪者が訪れたくなるような魅力ある拠点づくりを進めます。
・「西の都市拠点」である藤井寺駅周辺では、南河内の商業核にふさわしい商業機能、文化機能、居住機能等都市機能の集積強化とともに、中高密度な土地利用を促進します。
・高度な商業機能の強化が必要な区域においては、地区計画等を活用し、商業核にふさわしい用途の建築物等を誘導します。
・「東の都市拠点」である土師ノ里駅、道明寺駅周辺では、道明寺天満宮や道明寺等の歴史文化資源を活用しつつ、商業・生活支援機能、居住機能等の充実とともに、中密度な土地利用を促進します。

⑦産業ゾーン

・市北西部の大和川周辺及び東部の近鉄道明寺線周辺の軽工業地については、「産業ゾーン」として工業機能の増進を図ります。

⑧住工共生ゾーン

・西名阪自動車道と国道 170 号（大阪外環状線）に挟まれた区域については「住工共生ゾーン」として、地域の人口動向や建築の状況、住民意向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画等の手法導入も展望しつつ、今後の方向性を検討します。
・国道 170 号（大阪外環状線）の沿道においてはインターチェンジにも近接するポテンシャルを活かしつつ、工業機能、沿道機能の増進や健康・文化拠点における機能強化などを検討します。
・(都)八尾富田林線の整備に伴い土地活用ポテンシャルの向上が見込まれる津堂・

小山地区についても、「住工共生ゾーン」として産業と居住が調和した良好な市街地形成を図ります。

⑨田園・都市共生ゾーン

・市北部（川北地区）の市街化調整区域については、無秩序な土地利用の抑制を図りつつ、（都）川北柏原線の整備を契機として都市と田園が共生する土地利用を検討します。

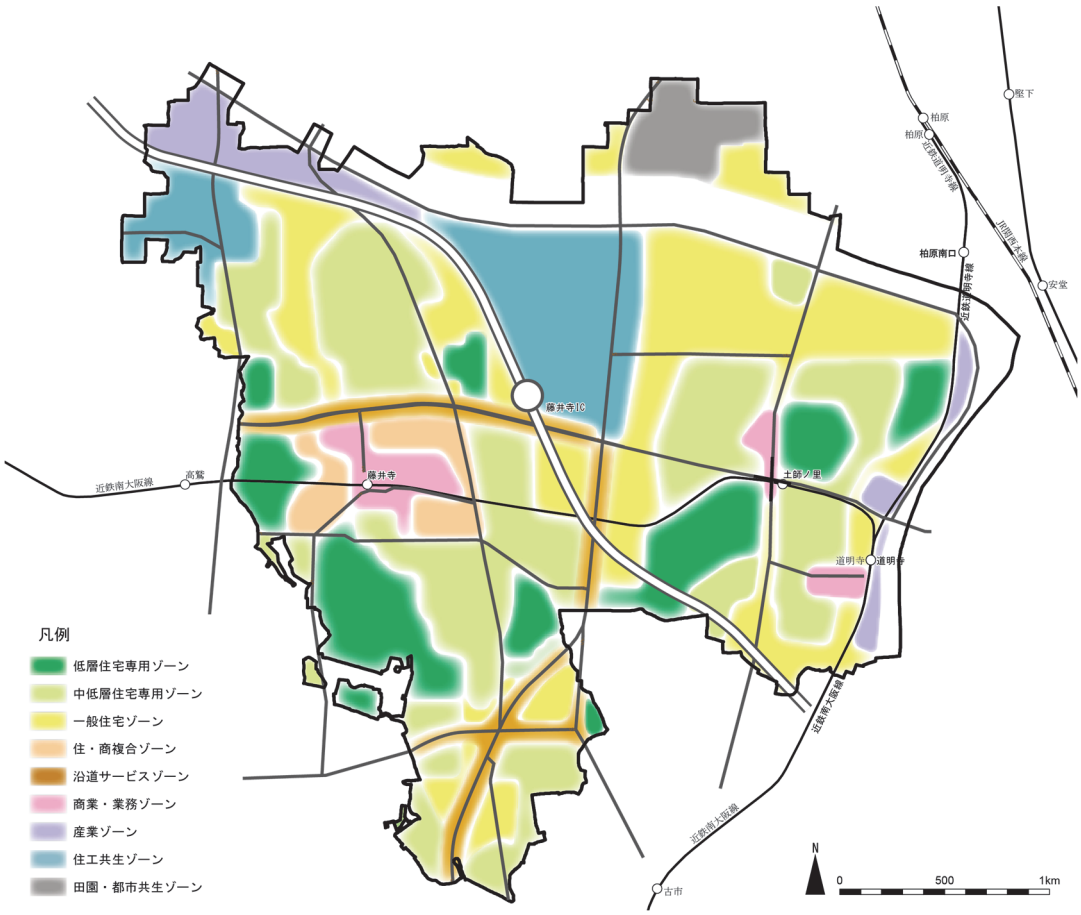

図　土地利用方針図

2．交通の方針

（1）基本的な考え方

・安全で円滑な交通を確保するため、広域的な道路ネットワークの形成に努めます。
・広域的なネットワーク形成や防災の観点等から、必要性や緊急性が高い道路を優先的に整備するなど、計画的な道路整備を図ります。
・身近な住環境での通行環境の向上や安全・安心な環境整備に向けて、交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的な道路整備や通行環境の改善、バリアフリー化を推進します。
・鉄道、バスの利便性の維持・向上を図るとともに、徒歩や自転車利用など人にやさしい道路空間の整備に取り組みます。

（2）交通の方針

①広域ネットワークを形成する幹線道路の整備促進

・中河内及び南河内地域の均衡ある発展と振興に寄与するとともに、（旧）大阪中央環状線と国道 170 号（大阪外環状線）の環状道路機能を補完し、広域的な交流、産業活動の促進や中部広域防災拠点（八尾空港隣接地）へのアクセス機能を確保するため、大阪府が実施主体である（都）八尾富田林線の整備に取り組みます。
・松原市方面から広域ネットワークを担う（都）八尾富田林線への重要なアクセス道路として、（都）小山松原線の整備に取り組みます。
・国道 170 号（大阪外環状線）と（旧）国道 170 号を結ぶ東西方向の基幹道路として大阪府が実施主体である（都）川北柏原線の整備に取り組みます。

②市内の円滑な道路ネットワークの形成

・市内交通の円滑化確保に向け、（都）道明寺駅前線、（都）古室春日丘線、（都）北条大井線については、中長期的に整備の方向性や優先度を検討します。また、（都）堺大和高田線については、大阪府と連携し整備推進に取り組むとともに、西藤井寺線の整備について要望します。
・市内の交通渋滞を緩和するため、現道の拡幅などボトルネック箇所の解消に努めます。

③安全で快適な暮らしを支える道路整備

・国道 170 号（大阪外環状線）及び（旧）国道 170 号の安全な道路環境づくりを要望するとともに、その他の幹線道路についても歩道の確保等を推進します。
・安全な通行を確保するため、必要に応じてカーブミラー、街路照明灯など交通安全施設の設置に努めます。
・歩行者の安全な移動の確保や住宅地内への通過交通を排除するため、地域住民と

の協働・共創並びに歴史回廊との連携を図りつつ、コミュニティ道路等の整備を検討します。

・災害に強い市街地環境の形成や歩行者の安全な通行を確保するため、地域住民と協働・共創のもとに道路後退を促進し、狭あい道路の解消に取り組みます。

・地域の課題を踏まえ、優先度や重点的な取組場所等を設定した生活道路の整備・改善の計画を検討します。

・古市古墳群及び鉄道３駅を回遊するルートを形成し、美装化、案内板・路面標示の設置等道路の修景化に努めます。

・既に街路樹等が整備されている道路については維持・管理の充実に努めるとともに、アドプトプログラムの活用等、地域住民・事業所等との協働・共創によるみちづくりを促進します。

・藤井寺駅北側の藤井寺駅北線沿道においては、地域の商業者等とも連携し、建築物や屋外広告物の誘導に加え、魅力的なディスプレイの創出等による通りの空間形成に努めます。

・藤井寺駅南側においては、駅前広場のあり方とあわせて魅力的な駅前空間のあり方について検討を行い、建築物の建て替え等とあわせた誘導を図るとともに、歴史文化資源等と調和しながらもにぎわいを創出する景観形成のルール等も検討を行います。

④人にやさしい道路空間の整備

・歩行者優先のまちづくりを推進するため、歩道の確保に努めます。

・鉄道駅周辺では、堺大和高田線、道明寺停車場線、西藤井寺線、（旧）国道 170 号における歩道段差の解消や視覚障害者誘導用ブロック、点字標識の設置など道路のバリアフリー化を大阪府に要望します。

・歩行者や自転車等の安全な通行空間を確保するため、地域住民等と連携を図りながら、道路占有物の移設や私有物等のはみ出し防止（マナー向上）に努めます。

⑤誰もが利用しやすい快適な駅前空間の整備

・藤井寺駅周辺においては、駅南側の交通問題の解消に向け、府道及び交通広場のあり方の検討を進めます。

・土師ノ里駅周辺においては、隣接する駐輪場とも連携しながら、古墳めぐりの玄関口として回遊行動を促すための情報やサイン等の整備に努めます。

・道明寺駅周辺においては、交通が錯綜する状況の緩和や駅前広場等のあり方について検討していきます。

・今後想定される観光客等の増加にも対応でき、歩いて楽しい観光が実現できるよう、駅や周辺施設での分かりやすい表示や多言語化等情報発信や伝達のしくみを検討します。

・駅前歩道に視覚障害者誘導用ブロックや案内板を設置するなどバリアフリー化

に努め、歩行者の通行安全性を確保します。

・便利で快適な駅前空間を形成するため、迷惑駐車・駐輪防止などマナー向上に努めます。

・地域のまちづくり団体等との協働・共創により、駅周辺でのにぎわいの創出や道路緑化、清掃などに取り組みます。

⑥円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実

・新たな公共交通システム等を活用した誰もが円滑に移動できる環境づくりを推進します。

・バス路線網を補完する交通手段として、多目的利用や運行本数など利便性向上に向けて、引き続き公共施設循環バスのあり方について検討を行います。

⑦自転車ネットワークの形成

・コンパクトな本市の特性を活かし、緑や歴史文化に親しみながら、便利で健康づくりにも役立つ自転車ネットワークの形成を図ります。

・シェアサイクリングサービスを活用するとともに、既存の道路を活用しながら本市の豊かな自然・歴史を楽しめるルートづくりを図るほか、自転車などが安全・快適に通行できるよう、交通環境の改善を図ります。

⑧インフラ施設の適切な維持管理

・道路施設については、公共施設等総合管理計画に即し、適切な維持管理・更新又は長寿命化を図ります。

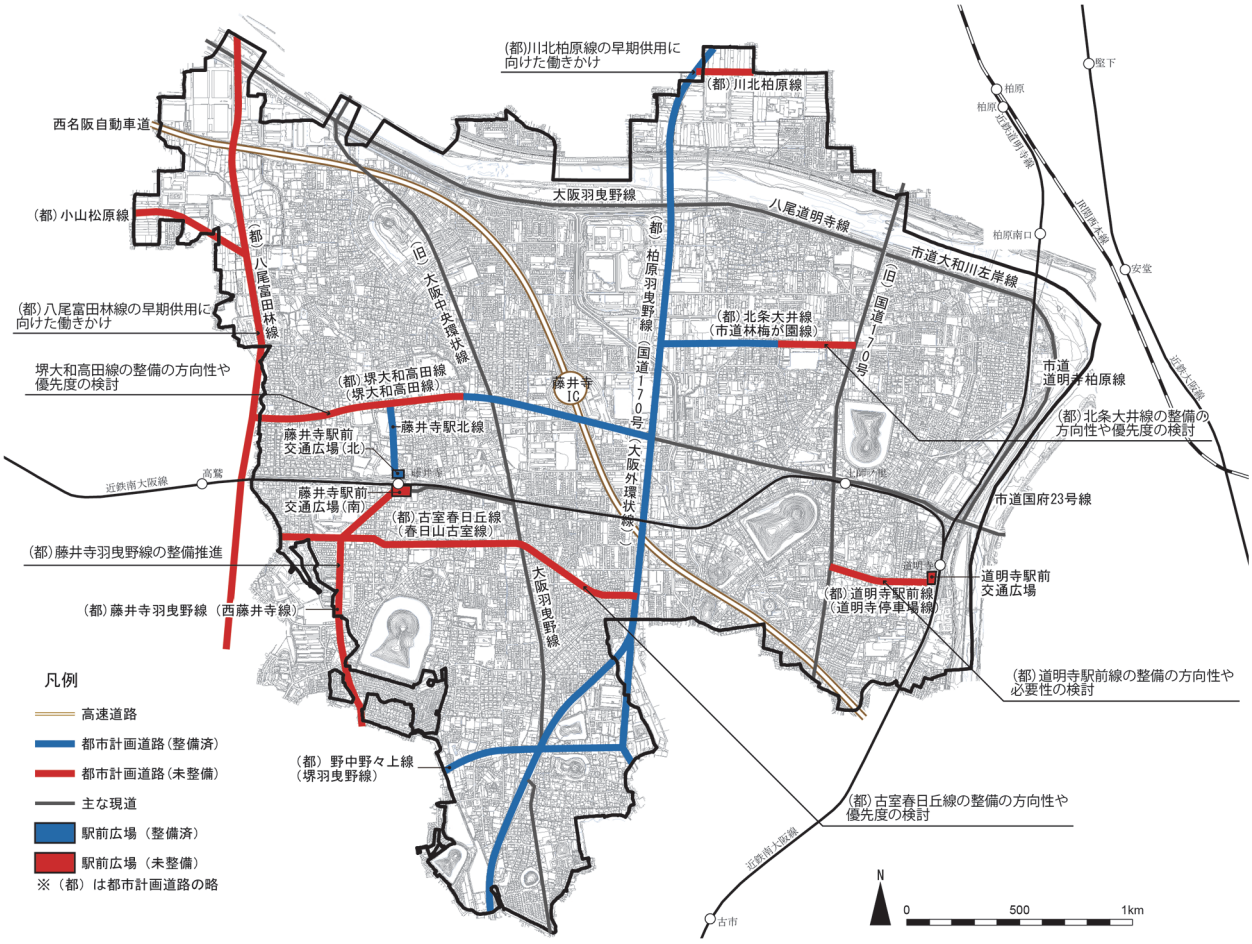
(都)川北柏原線の早期供用に向けた働きかけ
(都)川北柏原線
西名阪自動車道
(都)小山松原線
大阪羽曳野線
八尾道明寺線
市道大和川左岸線
(都)柏原羽曳野線
(国道170号)
(旧)国道170号
(都)北条大井線
(市道林梅が園線)
(都)八尾富田林線
(旧)大阪中央環状線
(都)八尾富田林線の早期供用に向けた働きかけ
堺大和高田線の整備の方向性や優先度の検討
(都)堺大和高田線
(堺大和高田線)
藤井寺IC
藤井寺駅北線
藤井寺駅前交通広場(北)
藤井寺駅前交通広場(南)
近鉄南大阪線
高鷲
(都)古室春日丘線
(春日山古室線)
(都)藤井寺羽曳野線の整備推進
(都)藤井寺羽曳野線(西藤井寺線)
大阪羽曳野線
(都)大阪外環状線
(都)野中野々上線
(堺羽曳野線)
市道道明寺柏原線
(都)北条大井線の整備の方向性や優先度の検討
市道国府23号線
道明寺駅前交通広場
(都)道明寺駅前線
(道明寺停車場線)
(都)道明寺駅前線の整備の方向性や必要性の検討
(都)古室春日丘線の整備の方向性や優先度の検討
近鉄南大阪線
古市
柏原
柏原南口
堅下
安堂
近鉄大阪線
凡例
高速道路
都市計画道路(整備済)
都市計画道路(未整備)
主な現道
駅前広場(整備済)
駅前広場(未整備)
※(都)は都市計画道路の略
N
0
500
1km

図　道路・交通整備方針図

3．公園・みどり及び歴史文化資源の方針

（1）基本的な考え方

・暮らしにうるおいと安らぎをもたらす空間として公園・緑地の充実を図ります。
・市民等との協働・共創により、コミュニティ活動の促進や防災機能の強化等に資する空間として活用しながら、適切な維持・管理と施設の更新を図ります。
・本市の世界遺産をはじめとする歴史文化資源について、かけがえのない本市固有の財産として適切な保全を進めるとともに、市民との協働・共創による周辺環境の整備や回遊ルートの設定など本市の魅力を高める重要な要素として活用します。

（2）公園・みどりの方針

①身近なみどり空間の維持管理と活用

・公園や緑地については、遊びや交流、憩い、健康づくりの場などとして重要な役割を担っていることから、計画的な保全や適切な維持・管理、利用者のニーズに対応した施設・設備の充実等により一層の活用に努めます。
・特に子どもの健全な成長を支える公園の利活用や公園以外のオープンスペースの確保・利活用を図ります。
・史跡、古墳等のみどり、農地などの空間について、適切な維持管理を進めるとともに、景観形成や防災、環境保全など多様な機能を持つ緑の空間としての適切な保全、維持管理を図ります。
・市内の空き地や農地、オープンスペース等について、地域や住民等と協働・共創で確保、活用できる仕組みづくりを検討します。
・学校教育やコミュニティ活動における身近なみどりや環境、生物多様性等について学ぶ環境学習等の取組など、さまざまな場面で本市のみどりを意識できる取組を進め、まちの理解と愛着を深めるまちづくりに取り組みます。

②協働・共創による公園・緑地等の整備や維持管理

・地域に愛される公園づくりを推進するため、公共施設等総合管理計画に即し、市民等と行政が協力しながら公園整備のあり方を検討する仕組みの検討や維持管理に努めます。

③公共空間における緑の適切な維持管理

・多くの人が利用する公共施設における敷地内の緑について適切な維持管理を行い、緑豊かなまちなかの空間形成を図ります。
・幹線道路沿道では、沿道のまちなみに配慮した街路樹等の適切な維持管理を行い、緑豊かな道路空間の形成を図ります。

④空間としての農地の保全

・農地については農業委員会の協力を得て、その生産機能だけでなく、環境保全や景観的機能、防災機能など多様な役割を担う空間として保全を図ります。

・ため池、用水路の保全や適切な維持管理により、農業に必要不可欠である灌漑用水の確保を図ります。

・生産緑地については、火災による延焼の防止や水害における遊水機能また大規模災害時のオープンスペースの確保等、防災空間としての保全も図ります。

⑤身近な緑の創出

・民有地の緑化を進めるため、一定規模以上の建築物における敷地内緑化等の普及促進に努めます。

・工業地環境の向上を図るため、工場敷地内の緑化を促進します。

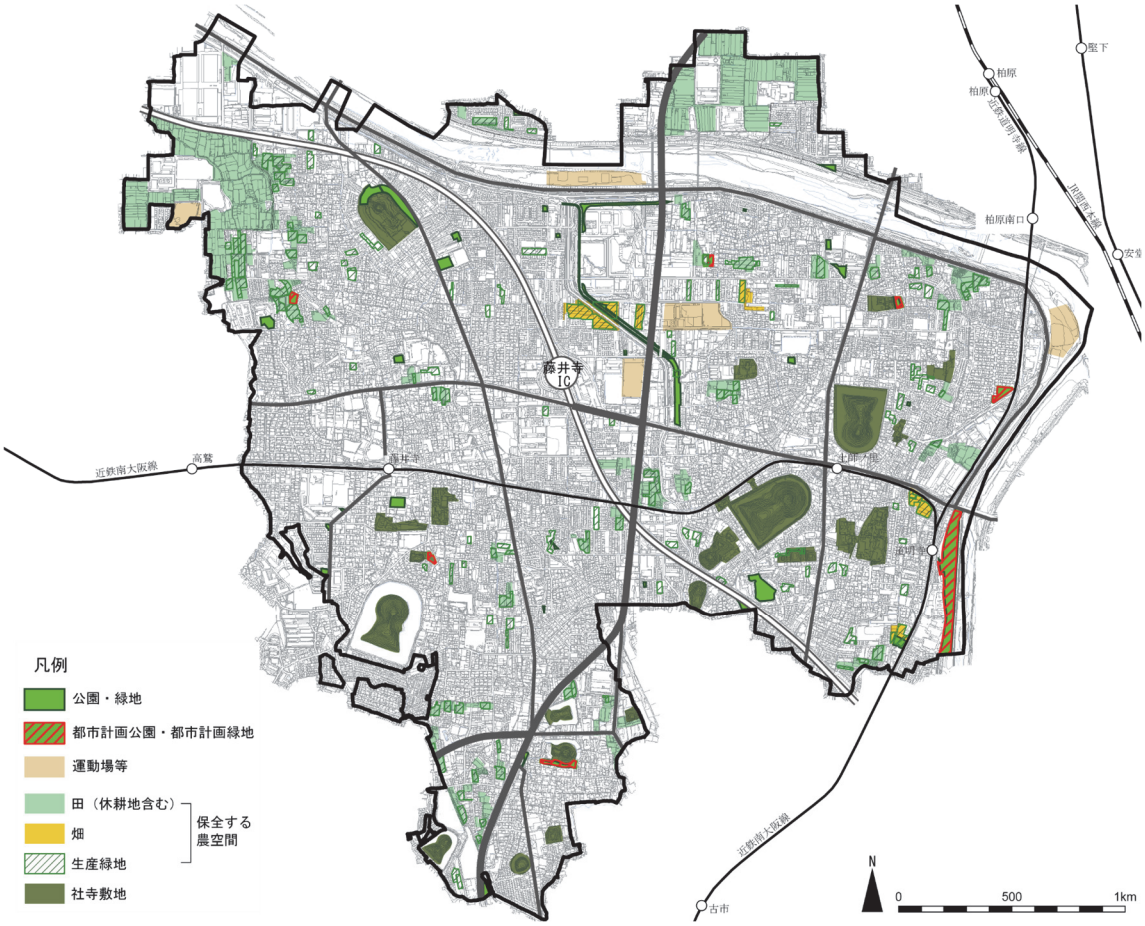

図　公園・緑地整備方針図

（３）歴史文化資源の方針

①歴史文化を重視した市街地の誘導

・古市古墳群周辺景観地区の範囲を中心に、古墳群や神社仏閣などの歴史文化資源の連なりが感じられるように取り組みます。

・古市古墳群周辺景観地区においては歴史文化に配慮した都市づくりを推進し、建築物・工作物の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の誘導や公共施設の景観配慮等、古墳群等と調和した景観形成を図ります。あわせて、散策を楽しめるルートやサイン、スポットの整備等、線・点による取組を展開します。

②点在する歴史文化資源や緑を結ぶ回遊ルートの形成

・古墳群や神社仏閣等の歴史文化資源をつなぐ散策ルートの検討とともに、その整備や活用方策について検討を行います。

③駅周辺の整備、視点場の整備や、点在する歴史文化資源・みどり資源の保全・活用

・藤井寺駅周辺は、葛井寺・辛國神社への来訪の玄関口として、土師ノ里駅は、古市古墳群への来訪の玄関口として、道明寺駅は道明寺・道明寺天満宮への来訪の玄関口として、それぞれ位置付けを図り、歴史文化資源の特性やまちの特性に応じた整備、誘導に努めます。

・古市古墳群をより実感できるための視点場を散策ルートの中において位置付け、各種施策等を活用した整備等を検討します。

④地域等と協働・共創した歴史文化・みどりによる魅力づくり

・全市のまちづくりにおいては、ボランティア団体・まちづくり団体等と連携を図りつつ、ボランティアによるまちの案内や魅力ある歴史文化資源やスポットの発見・発掘等に取り組み、市民の気運醸成を図ります。

・駅周辺のまちづくりにおいては、協議会といった地元商店主等によるまちづくり組織と連携を図り、歴史文化資源の発信とともに、歴史性を意識した景観の整備・誘導、地域のにぎわいづくり、安全・安心のまちづくり等に協働・共創で取り組みます。

・学校教育やコミュニティ活動における歴史文化資源の活用の取組、にぎわい・まなび交流館（アイセルシュラホール）の活用など、さまざまな場面で本市の歴史文化を意識できる取組を進め、まちの理解と愛着を深めるまちづくりに取り組みます。

・ＳＮＳなどを通じて、歴史文化資源と共生する暮らしなど本市の魅力を発信します。

4．その他公共施設の整備方針

（1）基本的な考え方

・その他の公共施設については、市民ニーズに適切に対応して、安定した行政サービスの提供を目指します。また、施設管理の適正化を図るため、各種施設の多機能化や広域連携などを検討しながら効率的な施設の維持・再編に努めます。

（2）その他公共施設の整備方針

①教育・保育施設の充実

・地域の中心施設であり、かつ災害時における指定避難所である小学校や中学校については、藤井寺市立学校施設等整備実行計画に基づき、より良い学習環境の整備に向けて適切な維持管理、計画的な改修を行います。

・市立幼稚園・保育所については、利用ニーズの経過観察や専門的な審議・検討を踏まえつつ、質の高い幼児教育・保育の実現、施設の老朽化対策等に向けて、あり方の検討を行います。

・その他教育施設については、施設の多機能化（集約化・複合化）や他施設への機能の移転の検討を行います。

②下水道の方針

・安全で快適な都市づくりを推進するため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進します。

・集中豪雨などの降雨による、浸水被害の軽減を目的とした整備事業として西水路雨水幹線の整備を推進するとともに、10 年に一度の降雨（時間雨量 50mm 程度）を想定したその他浸水対策についても、引き続き検討を行います。

・公共下水道施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理・更新又は長寿命化を図ります。

③河川の方針

・良好な水環境の保全育成を図るため、大和川水環境協議会に参画している市町村とともに、大和川、石川及び市内河川等の美化に取り組みます。

④その他公共施設等の充実

・旧市民病院については、土地の高低差があることを踏まえつつ、活用に向けた検討を進めます。

・旧市民総合会館分館（支所）については、敷地が狭いことを踏まえつつ、活用に向けた検討を進めます。

・図書館は、耐震化を進めるとともに、他の施設や民間施設等を複合化した施設整備について検討します。

・にぎわい・まなび交流館（アイセルシュラホール）周辺の活用方策を検討するとともに、循環バスの見直しを行うなどアクセスしやすい環境改善に取り組みます。
・市営火葬場は適切な修繕を行いつつ、近隣市町と相互利用する等の広域的な連携について検討を行います。
・保健・福祉施設等については、市民ニーズに対応した施設の適正配置等について検討します。
・住民同士の交流と連携、各種の地域活動の促進を図るため、地域のコミュニティ活動等の拠点となる地区会館施設の充実の支援に努めます。

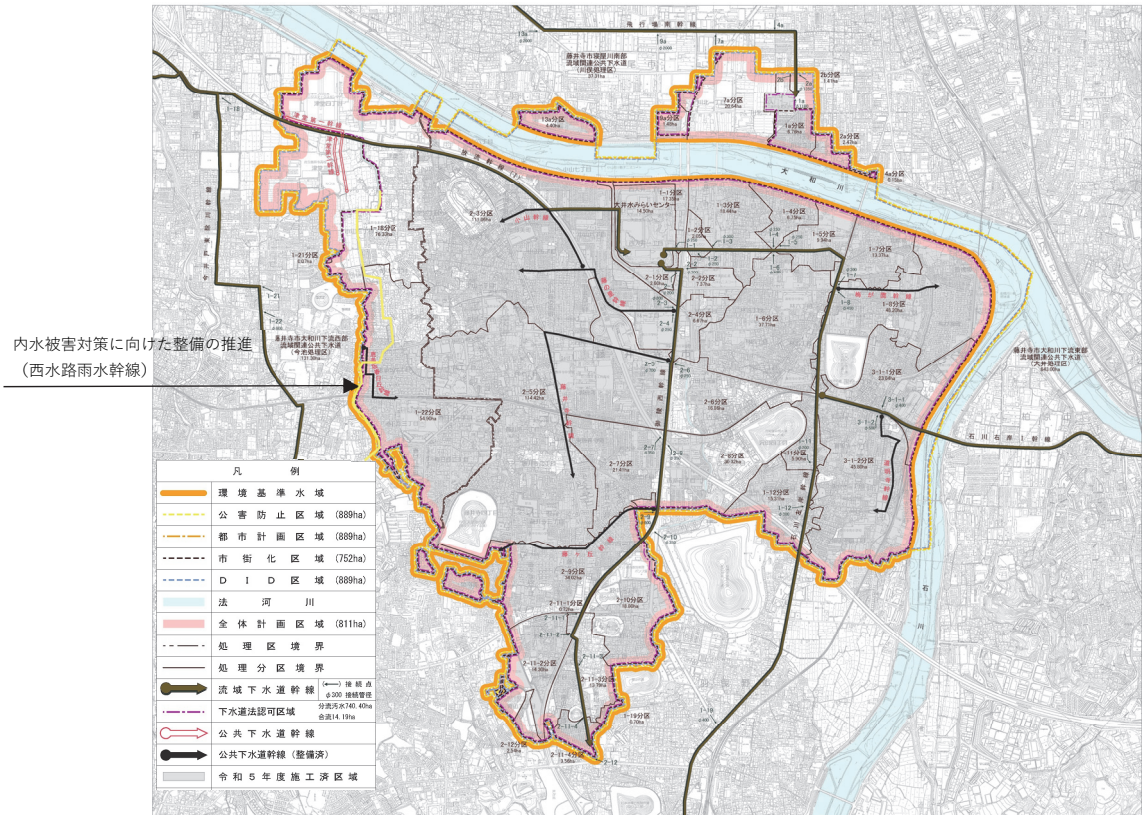

図　下水道整備方針図

5．市街地及び住環境形成の方針

（1）基本的な考え方

・市街地においては、適切な規制・誘導方策を活用しながら、商業地、工業地、住宅地などの地域の特性に応じた安全・快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

・住宅地においては、暮らしの中に安全・安心とゆとりを感じられる居住の場を創造します。増加する空き家の活用を図りながら、多様化する居住ニーズに対応した住宅供給や高齢者や障害のある人、子育て世帯にも配慮した安全で快適な住環境の整備を図ります。

（2）市街地及び住環境形成の方針

①鉄道駅周辺の拠点形成

・藤井寺駅周辺においては、本市の西の都市拠点として、既存の商業・業務機能に加え、広域商業機能の誘導を進めます。また一体的な商業機能の集積に努めるとともに、業務、医療、福祉、公共公益施設等とあわせてさまざまな機能が揃った複合機能が集積する拠点形成を図ります。

・土師ノ里駅周辺・道明寺駅周辺においては、本市の東の都市拠点として地域住民の生活を支える商業・生活支援機能や公共公益機能等を維持し、暮らしを支える機能の集積拠点形成を図ります。

②安全・安心な住環境づくりに向けた計画的な整備等の促進

・道路整備においては、優先度の考え方を整理のうえ、防災上対策が必要な箇所といった必要性が高いところから順次生活道路の整備、安全の確保や危険箇所の改善などに取り組みます。

・行政による整備事業とあわせて、市民や民間事業者の協力のもとに道路後退を促進し、狭あい道路の解消に努めます。

・災害に強い住環境づくりとして、延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の確保、火災などの災害から避難できる避難場所や備蓄倉庫の確保、避難場所となる公共施設の耐震化、民間建築物の不燃化・耐震化を進めます。

・市民と行政の協働・共創のもと、日常的な防災活動（防災訓練など）の実施などを通じて、自主防災意識の醸成を図ります。

・住宅や工場、商業施設等が混在している地区においては、良好な操業環境や安全で快適な住環境の実現に向けた環境づくりを図ります。

③（都）八尾富田林線沿道のまちづくり

・（都）八尾富田林線の整備に併せて、土地活用ポテンシャルの向上が見込まれる沿道地区について、産業機能、沿道サービス機能等の立地や都市基盤の整備を誘導し、幹線道路沿道にふさわしい良好なまちづくりを進めます。

④福祉のまちづくりの推進

・高齢者や障害のある方にとっても優しい空間づくりに向け、建築物や道路、駅周辺等の公共空間におけるバリアフリー化を推進します。
・特に、駅周辺については、主に人が多く利用する場所を中心に事業者やまちづくり団体等と連携しながら、高齢者や障害のある方、子ども等に加え、観光客といった来街者等にとっても使いやすい、ユニバーサルデザインの考え方に即した整備方策等の方針検討を進めます。
・地域のコミュニティに加え、地域の福祉・医療体制とも連携しながら、わがまちの環境改善や安全・安心の環境づくりに協働・共創で取り組みます。

⑤魅力ある市街地景観（住宅地など）や道路景観の創出、育成

・住宅地などの市街地景観や道路景観など地域の特性に応じた景観形成を図ります。具体的には、道路景観の形成や整備方針を示し、景観計画に基づく建築物・工作物等の景観誘導やガイドライン等による公共施設の景観誘導を図ります。
・建築物が密集しているエリアにおいては、民間による建て替えや空き地・空き店舗の解消等を誘導しつつ、歴史文化を感じられるまちなみ形成等に努めます。
・沿道景観の美化・清掃活動に地域と協力し取り組むアドプトプログラムの実施を支援します。

⑥良好な住環境づくりの推進

・立地適正化計画に基づき、居住の誘導、住環境の質の向上などの取組を推進します。
・リモートワークや在宅勤務の増加などライフスタイルや働き方の多様化を踏まえ、それらに対応した良好な住環境の形成を図ります。
・今後増加が懸念される空き家については、空家等対策計画に基づき、危険家屋等に対する対策や、空き家の活用等の取組を推進します。

⑦防犯性の高い空間づくりと地域の防犯力の向上

・道路における街路照明灯の設置や公園における死角のない空間づくりなど公共空間における防犯性の高い空間づくりに努めます。
・通学時における児童生徒の安全を確保するため、通学路の自動車通行箇所や歩行者箇所を区分する路側線やグリーンベルトの設置等による危険箇所の改善に加えて、道路の適切な維持管理や防犯カメラを設置する地区に対する補助等、防犯環境の充実に努めます。
・住民の防犯意識の向上に向けて、地域パトロールの実施など地域コミュニティにおける活動促進を図ります。

6．防災・減災の方針

（1）基本的な考え方

・住宅都市としての魅力を高めるため、安全・安心に暮らすことができる防災・減災の都市づくりを推進します。
・将来起こり得る災害に備え、被害を最小限におさえるための都市基盤の整備・充実を図ります。
・市民一人ひとりの防災意識を高め、地域主体の防災まちづくりを推進します。
・今後策定する立地適正化計画の防災指針において、災害リスクを踏まえた防災対策を位置付けます。

（2）都市防災・減災の方針

①災害に強い都市基盤づくり

・（都）八尾富田林線は、大阪府中部広域防災拠点（八尾空港隣接地）への重要なアクセス道路として、その整備と機能確保に向けた働きかけを行います。
・避難場所や延焼拡大防止の機能も有する公園、緑地などのオープンスペースの保全・整備に努めます。
・集中豪雨などの降雨による、浸水被害の軽減を目的とした整備事業として西水路雨水幹線の整備を推進するとともに、10 年に一度の降雨（時間雨量 50mm 程度）を想定したその他浸水対策についても、引き続き検討を行います。
・ため池の適正管理とともに、ため池危機管理マニュアルの適切な運用に努めます。
・上下水道の耐震化や長寿命化を視野に入れた維持管理を行うとともに、電気、ガス、通信等の事業者と連携を図りながら災害時におけるライフラインの安定供給に努めます。

②防災拠点等の充実

・災害対策本部となる市役所について、発災時に災害対策本部として十分に機能するよう自家発電の確保や燃料の備蓄など危機管理機能の強化を図ります。
・臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、広域避難場所などの防災機能を備えた河川敷公園の整備について国へ要望していきます。
・災害時における避難体制を強化するため、広域避難場所や一時避難場所の拡充に努めるとともに、避難所となる公共施設等の耐震診断・改修、不燃化を図ります。

③老朽建築物等が密集する市街地の改善

・老朽建築物等が密集する市街地など防災上の課題を抱えている地域においては、準防火地域の運用を引き続き行うことにより建て替え時の防災性能の向上を図ります。
・建築物の不燃化や耐震診断や改修の促進、建て替えに伴う狭あい道路の解消等に

よりまち全体の防災性の向上に取り組みます。

④防災機能に配慮した農地の保全

・市街地における貴重なオープンスペースである農地や生産緑地については、災害時の避難場所等の活用を検討し、防災空間としての保全も図ります。

⑤空き家の適正管理等による安全で安心な住環境づくり

・市街地における空き家については、空家等対策計画に基づき、国の各種施策等も活用しながら、所有者等への適正管理を促しつつ、空き家の活用を図るなど、安全で安心な住環境づくりに努めます。

⑥消防体制の広域化対応

・令和 6（2024）年 1 月より藤井寺市を含む 5 市 2 町 1 村による「大阪南消防組合」が発足したことを踏まえ、広域化に対応した消防体制の強化を図ります。

⑦地域主体の防災まちづくりの推進

・市民一人ひとりの防災意識の向上に向けた防災教育や防災リーダーの育成を図るとともに、地域住民が助け合う共助の取組支援を推進し、地域全体の防災力の向上を図ります。
・地区自治会や自主防災組織などが主体となった防災計画づくりの支援、防災訓練などを通じて、自助・共助の意識の高まりや地域のつながり強化につなげます。
・地域消防の担い手である消防団との連携及び支援により、消防活動の促進に取り組みます。
・ハザードマップによる被害想定区域などの災害リスク情報をはじめ、耐震診断・建物改修に関する助成制度などの防災に関する適切な情報提供を行います。

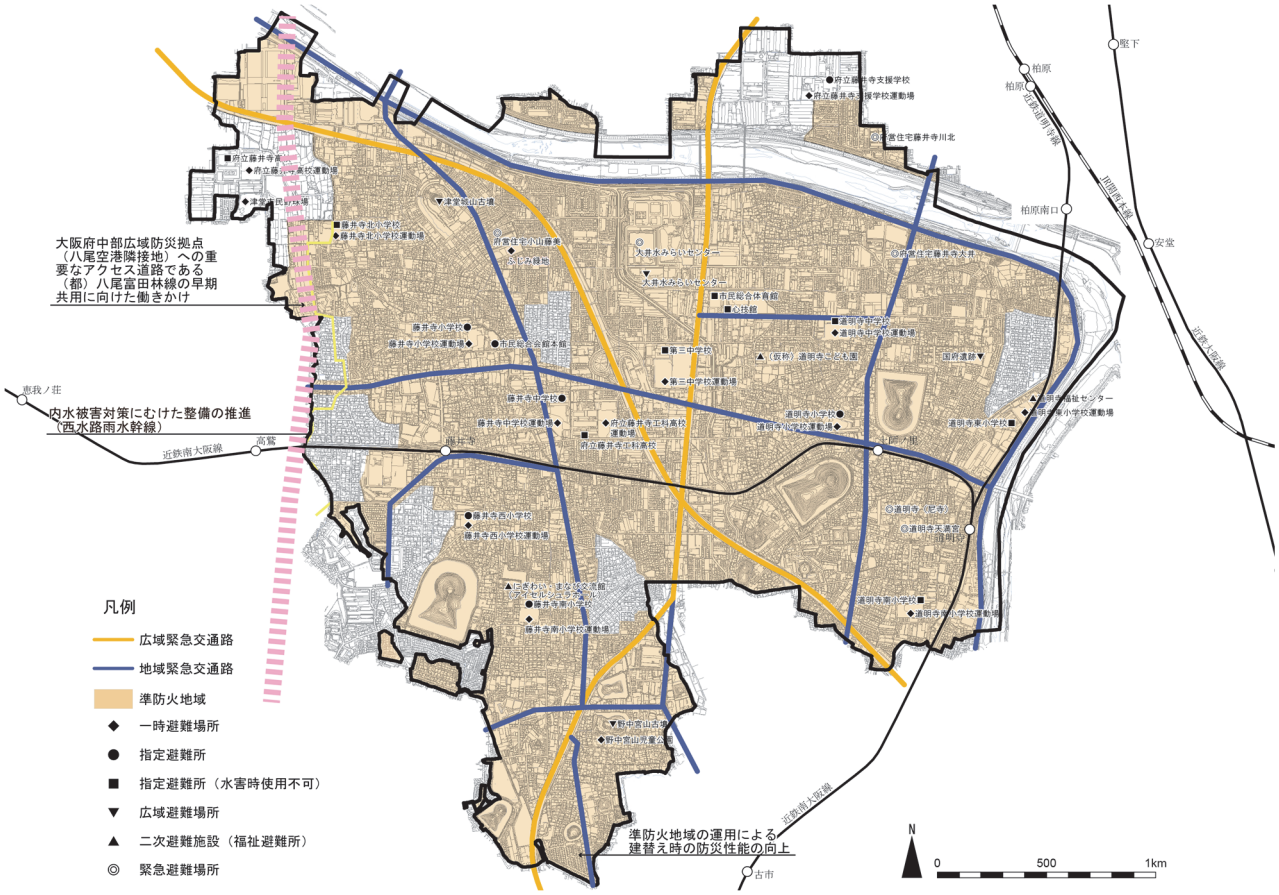
大阪府中部広域防災拠点
（八尾空港隣接地）への重
要なアクセス道路である
（都）八尾富田林線の早期
共用に向けた働きかけ
内水被害対策にむけた整備の推進
（西水路雨水幹線）
準防火地域の運用による
建替え時の防災性能の向上
凡例
広域緊急交通路
地域緊急交通路
準防火地域
一時避難場所
指定避難所
指定避難所（水害時使用不可）
広域避難場所
二次避難施設（福祉避難所）
緊急避難場所
N
0
500
1km
柏原
堅下
柏原南口
安堂
惠我ノ荘
高鷲
藤井寺
古市
近鉄南大阪線
近鉄大阪線

図　防災・減災方針図